# 社会福祉法人□東平田福祉会 地域密着型特別養護老人ホームあずま

# 給食業務委託仕様書

# 平成26年11月26日

地域密着型特別養護老人ホームあずま開設準備室 〒998-0805 山形県酒田市関字向126-2 ショートステイあずま 内 TkL 0234-94-2470 Fax 0234-94-2378

#### 地域密着型特別養護老人ホームあずまにおける給食業務委託仕様書

この仕様書は、平成27年4月1日開設予定の「地域密着型特別養護老人ホーム あずま」における給食業務の委託について定める。

#### 1 業務名

地域密着型特別養護老人ホームあずま 給食業務

#### 2 業務委託の内容

社会福祉法人東平田福祉会が運営する地域密着型特別養護老人ホーム、ショートステイの利用者等に対し、受託事業者は、当施設の管理栄養士との協力体制のもとに、当施設の厨房設備、調理器具及び食器を利用し、給食業務を行うものとする。

#### 3 業務場所及び施設概要

- (1) 住 所 山形県酒田市生石字奥山155番1
- (2) 施 設 名 地域密着型特別養護老人ホームあずま
- (3) 施設概要
  - ① 特別養護老人ホーム 29名
  - ② ショートステイ 12名

#### 4 給食数

	朝食	昼 食	間食	夕 食	1日当たり合計	
特別養護老人ホーム	29	29	29	29	116	
ショートステイ	12	12	12	12	48	
合 計	41	41	41	41	164	

※給食数は、利用者数の増減により変動がある。なお、ショートステイは、最大数である。

※上記のほか、検食用各1食、保存食用各1食とする。

#### 5 業務分担及び経費負担の区分

- (1)業務分担区分 別紙1のとおり
- (2) 経費負担区分 別紙2のとおり

#### 6 遵守事項

受託者は、業務の実施にあたり、委託者の指示監督に従い、その責務を果たすとともに、関係法令に基づき、次の事項を遵守しなければならない。

## 確保に努めること。

- (1) 委託者が行う指示に誠意をもって従うこと。
- (2) 常に業務を円滑に実施するために研究努力を行うこと。
- (3) 常に調理技術の研さんに努めること。
- (4) ごみの減量化や省資源、省エネルギー等の環境負荷低減に努めること。

- (5) 利用者のプライバシーに十分配慮すること。
- (6) 衛生管理に努めること。
- (7) 災害防止に努めること。
- (8) 委託者が設置する栄養管理委員会(仮称)で定期的に協議すること。

### 7 業務従事者の配置

受託者は、本仕様書に定める業務を的確に履行するため、常に人員確保に留意するとともに、業務上必要かつ十分な人員を配置すること。

## 8 業務従事者の衛生管理

受託者は、業務従事者の衛生管理については、絶えず注意を払うとともに、健康 診断を定期的に毎年1回実施し、その結果を委託者に報告すること。

受託者は、業務従事者の検便については、毎年1回実施し、その結果を委託者に 報告すること。ただし、5月から10月までの間は、毎月2回実施すること。

## 9 業務責任者

業務の遂行及び指揮監督を行う責任者を定め、業務責任者または衛生責任者を配置すること。

## 10 業務従事者への教育

受託者は、業務従事者に対し、定期的に衛生面及び技術面の教育または訓練を 行うものとし、その実施にあたっては事前に計画書を、事後に報告書を委託者に 提出すること。

## 11 業務従事者の服装及び規律

- (1)業務中は定められた作業衣を着用すること。
- (2) 人との対応は礼儀正しく、懇切丁寧を旨とし、仮にも粗暴にわたる言動があってはならない。
- (3)業務中に飲酒をしてはならない。
- (4) 所定の場所以外での喫煙、飲食その他勤務の遂行を怠るような行為をしてはならない。
- (5) 作業中には、食事サービス施設内に関係者以外の者を入れないとともに、作業 に関係ないまたは不用な物を持ち込まないこと。
- (6) 作業にあたっては、常に頭髪、手指及び爪等の清潔保持に努め、作業の前後に は必ず手指の洗浄及び消毒を実施すること。
- (7)業務中における便所の使用は、必ず専用便所を使用し、その際には履物についても食事サービス施設内外の区分を明確にすること。
- (8) 作業上必要がある場合には、必ずマスク、衛生手袋を着用すること。
- (9) 身体及び身の回りは、常に清潔を心がけ、他人に不快感を与えたり不衛生であったりしてはならない。
- (10) 委託者の業務遂行に支障を来すような行為をしてはならない。

#### 12 食事提供時間

- (1) 朝 食 7時30分~ 8時30分
- (2) 昼 食 11時45分~13時00分
- (3) 間 食 14時30分~15時30分
- (4) 夕 食 17時30分~18時30分

※食事の提供時間は、両者協議のうえ、変更できるものとする。

#### 13 配膳及び下膳

## (1)配膳

配膳は、調理従事者が厨房でユニットごとに盛り付けし、備え付けの配膳車で指定場所(各ユニット等)まで搬送し、介護スタッフに引き渡しをする。

#### (2)下膳

下膳は、調理従事者が指定の場所(各ユニット等)から厨房まで搬送、洗浄する。

ただし、各ユニット備え付けの食器等については、介護スタッフが洗浄し、管理・保管する。

#### 14 厨房設備

別紙、厨房図面及び機器表並びに施設平面図を参照のこと。

#### 15 その他

- (1) 不当廉売行為など、健全な商習慣に違反しないこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、両者誠意をもって協議をし、決定すること。

# (別紙1)

# 業務分担区分

項目		業務内容	委託者	受託者
	1	施設給食運営の総括	$\circ$	
	2	栄養管理委員会等の開催、運営	0	
	3	施設内関係部門との連絡・調整	0	
	4	献立作成基準の作成		0
	5	献立表の作成		0
	6	献立表の確認	0	
	7	食数の指示・管理	0	
栄養管理	8	食事箋の管理	0	
管	9	食札の作成・管理		0
理	10	嗜好調査及び残食等調査の企画・実施	0	
	11	検食の実施・評価	0	
	12	関係官庁等に提出する給食関係書類の確認・提出・保管・ 管理	0	
	13	上記書類の作成		0
	14	上記以外の給食関係の帳票整理、報告書の作成・保管		0
	15	残食記録の作成		0
	16	発注書及び納品書の保管		0
	1	作業仕様書の作成		0
	2	作業仕様書の確認	0	
	3	作業計画書の作成		0
⇒m	4	作業実施状況の確認	0	
調理	5	調理・盛り付け		0
	6	配膳・下膳(厨房⇔各ユニット(各指定場所))		0
業	7	食器の洗浄消毒・保管		0
作業管理	8	各ユニット備え付けの食器等の洗浄、管理・保管	0	
	9	調理や下膳に生じる生ゴミ・可燃物・危険物等の衛生的		0
	9	処理・搬出		O
	10	管理点検記録の作成		0
	11	管理点検記録の確認	0	
	1	給食材料の調達 (契約から検収まで)		0
材 料 管 理	2	給食材料の点検・記録		0
	3	検収記録簿の確認	0	
	4	給食材料の保管・在庫管理		0
	5	給食材料の出納業務		0
	6	給食材料の使用状況の確認	0	

項目		業 務 内 容	委託者	受託者
施設等管理	1	給食施設、主要な設備の設置・改修	0	
	2	給食施設、主要な設備の管理		0
	3	その他の設備(調理器具・食器等)の確保	0	
	4	その他の設備(調理器具・食器等)の保守・管理		0
	5	使用食器の確認	0	
業務管	1	勤務表の作成		0
)	2	業務分担・職員配置表の提示		0
理	3	業務分担・職員配置表の確認	0	
	1	衛生面の遵守事項の作成	$\circ$	
	2	給食材料の衛生管理		0
	3	施設・設備(調理器具・食器等)の衛生管理		0
	4	作業者の着衣等の清潔保持状況の確認		0
衛	5	厨房の清掃		0
生管	6	上記以外の特殊清掃 (グリストラップのバキューム清掃 ダクト清掃等)	0	
理	7	保存食の確保・保管・管理		0
	8	直接納入業者に対する衛生管理の指示	0	0
	9	衛生管理簿の作成		0
	10	衛生管理簿の点検・確認	0	
	11	緊急対応を要する場合の指示	0	
研 修	1	調理従事者に対する研修・訓練		0
労働安全衛生	1	健康管理計画の作成		0
	2	定期健康診断の実施		0
	3	健康診断結果の保管		0
	4	健康診断実施状況等の確認	0	
	5	検便の定期実施		0
	6	検便結果の確認	0	
	7	事故防止対策の策定		0

# (別紙2)

# 経費負担区分

No.	委託者の負担	No.	受託者の負担
1	給食施設設備(償却・修繕費含む)	1	食材料費
2	器具、食器、備品の購入と補充	2	人件費
3	水道及び光熱費	3	福利厚生費
4	冷暖房空調費	4	保健衛生費
5	消耗品費 (貸与設備に係るもの)	5	交通費
6	ゴミ処理費	6	研修、教育費
7	害虫駆除、消毒費	7	被服費
8	グリストラップ清掃費	8	消耗品費 (委託者負担以外のもの)
9	その他、受託者負担以外の経費	9	通信費
		10	事務用品費
		11	官庁手続き費用